

統計表の利用上の注意

- 1 毎月勤労統計調査は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の16大産業に属する事業所から抽出して調査したものを国又は県全体に対応するように復元推計したものです。

ただし、鉱業は調査事業所数が少ないため非公表としていますが、調査産業計には含めています。

なお、平成22年1月分調査から平成19年11月改定の日本標準産業分類に変更した。旧産業分類に基づいて表章している平成21年以前の結果と接続しない産業の指数、前年比及び前年差は算出されないのをご注意ください。

平成21年以前の結果との接続については、厚生労働省の「新産業分類の変更について（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf>）」をご参照ください。

- 2 平成21年1月分調査において、第一種事業所抽出替えを行ったため、平成19年2月分以降の賃金指数、労働時間指数並びにそれらの増減率を改訂しました。

雇用指数については、平成16年2月分以降の常用雇用指数及び増減率を改訂しました。この結果、常用雇用指数は平成17年の指数が改訂されたため、平成17年平均=100となるように、すべての常用雇用指数を過去に遡って改訂しました。このため、平成21年1月以前の増減率については、改訂後の指数から増減率を計算した場合、四捨五入の計算により必ずしも一致しないことがあります。

なお、パートタイム労働者比率・入職率・及び実数については、ギャップ修正を行っておりません。

*詳細は、「第IV部 毎月勤労統計調査の概要」を参照してください。

3 凡 例

「0」, 「0.0」又は「0.00」	単位未満
「—」	該当数値なし
「X」	秘匿数値